粒状四三酸化鉄	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
煉瓦屑	一　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 二　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
煉瓦屑と燃え殻の混合品	一　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 二　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。

（船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正）

第四条　船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）の一部を次のように改める。

別表第13を次のように改める。

別表第13（第14条関係）

危険物			積載の方法
分類	品名		
	日本語名	英語名	
可燃性物質	アルミニウムフェロシリコン粉末 UN1395	ALUMINIUM FERROSILICON POWDER UN1395	一　食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　特殊貨物船舶運送規則（以下「特貨則」という。）第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　船積み前、船長は、貨物が覆いのある場所で３日以上外気に通じた状態で保管したものであることを確認すること。 八　積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。 九　自蔵式呼吸具を２組以上備えること。 十　積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合においては、この限りではない。 十一　陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。 十二　積載場所の水素、リン化水素、ヒ化水素及びシランの濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。 十三　航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。 十四　陸揚げ後、積載場所を水を使用せずに十分に清掃すること。
物質	アルミニウムシリコン粉末（表面を被覆していないもの） UN1398	ALUMINIUM SILICON POWDER, UNCOATED UN1398	一　食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　特殊貨物船舶運送規則（以下「特貨則」という。）第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　船積み前、船長は、貨物が覆いのある場所で３日以上外気に通じた状態で保管したものであることを確認すること。 八　積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。 九　自蔵式呼吸具を２組以上備えること。 十　積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合においては、この限りではない。 十一　陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。